

10月分（12月支払分）から 児童手当制度が一部変更になります

令和5年12月の閣議決定「こども未来戦略」で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援強化策の一貫として、10月分（12月支払分）から児童手当制度が次のとおり変更になります。

なお、現況届の提出は、原則不要ですが、一部提出が必要な方には、案内などを郵送しますので、6月28日（金）までに提出してください。（郵送提出可）

変更点▼

- ・所得制限および所得上限の撤廃
 - ・支給対象が高校生年代まで延長
 - ・第3子以降の支給額を一律月3万円に増額
 - ・第3子以降の数え方が22歳までに拡充（22歳の3月31日までのお子さんかつ保護者の経済的負担がある場合）
 - ・支払回数が年6回（偶数月）
- ※新制度移行後の初回支払いは、12月（10・11月分）です。
※なお、12月支払分から児童手当支払通知書は発行されません。

☎ 子育て支援課 2127

児童クラブの登録受付 （夏休みのみ利用）



夏休み期間中の児童クラブを利用する方の登録申請を受け付けます。

☎ 小学1～6年生

受付期間▶ 6月3日（月）～20日（木）（土日除く）

必要書類▶ 登録申請書、家庭状況調査書、就労証明書等、児童クラブ利用に関する留意事項兼同意書、児童クラブ利用延長申請書（延長希望者のみ）

※入室案内や申請書などは、子育て支援課で配布します。（町ホームページでもダウンロード可）

利用期間▶ 7月17日（水）～8月28日（水）

☎ 子育て支援課 2160



広 告

伊奈町民の皆様へ

かんたん手相講座

〈楽しみながら自身を読み解いてみよう〉

講師 占いサロン～縁～ 折橋 良志子氏

日時 6月27日（木）

場所 いなまち終活サロン 花みずき

A.M10:30～P.M12:00

◆当日のご参加も可能です



いなまち終活サロン 花みずき



花みずき葬祭 ☎ 0120-87-3099

24時間 365日サポート

もしもの時は、すぐにお電話を！

花みずき葬祭 検索



◆本店【花みずき葬祭】

埼玉県北足立郡伊奈町小室 4968-2
（ニューシャトル志久駅より徒歩1分）

◆【いなまち終活サロン花みずき】

埼玉県北足立郡伊奈町小室 2960-5
（ニューシャトル丸山駅より徒歩約10分）



ごみの外部搬出を行います



クリーンセンターでは、現在、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を実施しており、6月中は、当施設の稼働を完全に停止するため、他市の受け入れ協力を得て、ごみの外部搬出を行う予定です。

ごみの排出量が増えると、受入先の負担が増え、町から支払う運搬処理費も高額になります。ごみの排出量を抑えるため、より一層、ごみの減量化や資源化にご協力をお願いします。

なお、当該期間中は、不要不急の粗大ごみおよび家庭ごみの持ち込みはご遠慮ください。

また、地域のごみ置場を回る収集車の回収経路・時間の変更も予想されますので、当日朝8時までのごみ出し徹底にご協力ください。

日ごろから分別の徹底だけでなく、使用可能な物品は知人に譲ったり専門業者に売却したりするなど、リサイクルできるかどうか、ごみとして捨てる前に一度考えましょう。

図 クリーンセンター ☎ 7 2 8 - 5 3 2 1

令和5年度のごみ収集量および資源化量を公表します

令和5年度に町で収集したごみの量は、下図のとおりとなりました。町で収集したごみの総量は12,885tで、前年度と比較して3.3%減少しました。年間1世帯あたりに換算すると656kg、前年度比では4.1%減、住民1人あたりに換算すると286kg、前年度比で3.1%減となっています。引き続きご協力をお願いします。

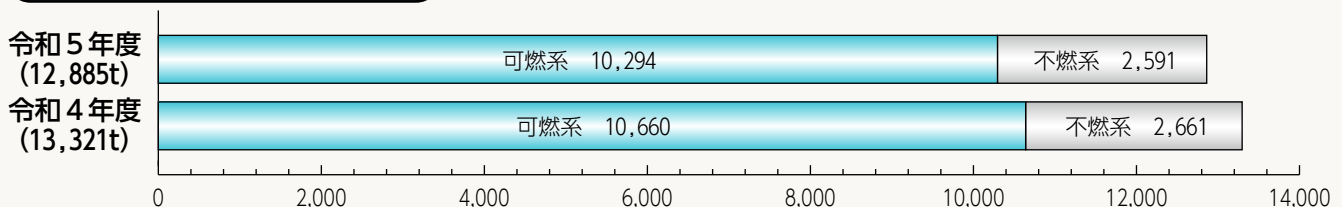
ごみを出す際、生ごみはよく水分を切り、草木などは2、3日おいてよく乾燥させてから出すようにしてください。

また、最近では、リチウムイオン電池（充電式小型家電に内蔵されているもの、電気工具、そうじ機、電動自転車のバッテリーなど）による発火が多発しています。捨てる際は、燃えるごみや不燃ごみに混ぜないでください。

ごみの減量化を図り、快適な暮らしを維持するためには、皆さん一人ひとりの小さな積み重ねも大切です。

ごみは、混ぜてしまうとただのごみとなってしまいますが、適正に分別をすることで資源物として取り扱うことができます。一人ひとりが意識して、ごみの減量化・分別にぜひご協力ください。

町のごみ収集量 (単位：t)



ごみの再資源化量 (単位：t)

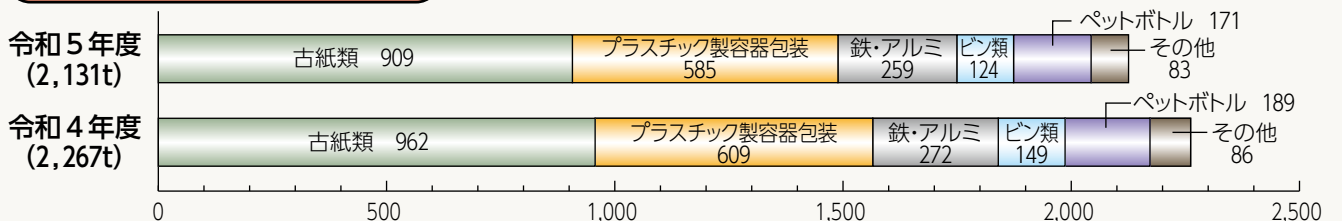


図 クリーンセンター ☎ 7 2 8 - 5 3 2 1

行政情報および個人情報の開示状況

図 総務課 ☎ 2 2 2 3

令和5年度における町情報公開条例および町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示状況は次のとおりです。

区分	件数	処理状況	件数
行政情報に関する開示請求	48件	全部開示	38件
		部分開示	9件
		非開示	1件
個人情報に関する開示請求	7件	全部開示	2件
		部分開示	5件
		非開示	0件